

令和4年度福島県ワクチン・検査パッケージ活用等体制整備事業  
実施事業者募集要項（継続募集）

1 目的

新型コロナウイルスの感染拡大の傾向が見られる場合等において知事の要請により県民が検査を受検する場合における無料検査及び経済社会活動を行うにあたりワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する取組等のため必要となる無料検査を実施するため、検査を実施する事業者（以下「実施事業者」という。）を募集するものとし、必要な事項を定めるもの。

なお、本事業は、国が定める「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領」に基づき実施するものです。

2 実施する検査事業

福島県内に検査実施場所を設置し、下記検査事業を実施します。

(1) 感染拡大傾向時の一般検査事業（以下「一般検査事業」という。）

感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、次に掲げる無症状の者を対象に、検査の受検を要請し、要請に応じる県民に対して無料検査を実施します。

① 対象者

感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の県民（福島県に居住する者に限る。ワクチン接種済・未接種を問わない。）

② 実施期間

感染拡大の傾向が見られる場合に、知事が必要と認める期間

(2) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業（以下「定着促進事業」という。）

経済社会活動を行うにあたり、「ワクチン・検査パッケージ制度」又は「対象者全員検査」及びワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組のために必要な検査を無料化して実施します。

① 対象者

無症状の3回目ワクチン接種未了者又は対象者全員検査対象者等

② 実施期間

令和4年8月末まで

③ 検査方法

原則、抗原定性検査での実施

(3) 上記事業における、検査実施のながれは下記のとおりとします。

① 検査申込受付

- ・受検希望者に検査申込書（別紙様式）を記入してもらい、身分証明書等の提示により本人確認を行う。
- ・原則として予約不要とするものとするが、個別の状況により事前予約制とすることも可とする。

② 検査の実施

以下のア、イいずれかの方法により検査を実施。ただし、定着促進事業については、原則、抗原定性検査で実施。

ア PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）

- a 検体（唾液・鼻腔ぬぐい液に限る。）を本人が採取する際に立ち会い、検査機関等で検査を行う。
- b 検体（鼻咽頭ぬぐい液・鼻腔ぬぐい液・唾液に限る）の採取等を行い、検体の検査を実施する。（実施事業者が医療機関である場合に限る。）

イ 抗原定性検査

- a 検体（鼻腔ぬぐい液に限る。）を本人が採取し、検査を行う際に立ち会い、検体の検査結果の読み取り等を実施する。
- b 検体（鼻咽頭ぬぐい液・鼻腔ぬぐい液に限る）の採取等を行い、検体の検査を実施する。（実施事業者が医療機関である場合に限る。）

③ 検査結果の通知

実施事業者が検査結果通知書（別紙様式）を作成し、受検者に発行する。

上記②ア aにより実施する場合は、検査機関に対して、検査結果通知書を受検者に対して発行するよう求めるとともに、実施事業者にも検査結果を通知するよう求めること。

④ 検査結果の有効期限

上記2(2)の確認に用いる検査結果の有効期間は下記のとおり。

- ・PCR検査等 検体採取日＋3日
- ・抗原定性検査 検体採取日＋1日

⑤ 立ち会い等

検体採取の立ち会いについては原則対面によるものであるが、検査申込者に対して検体採取のためのキット等を直接受け渡す場合には、オンラインにより検体採取の立ち会いを行うことができる。また、へき地その他地域の実情を踏まえ、知事が承認した場合には、郵送又はオンラインによる検査の受付、検体採取のためのキット等の送付及び検体採取の立ち会いを行うことができる。ただし、これらの場合において、下記の事項を遵守すること。

ア オンラインによる検査立ち会い

PCR検査等については、検体採取の立ち会いにあたって、オンラインを活用することも可能である。この場合においては、以下の事項を遵守すること。

- ・オンラインにより生じ得る不自由等について検査申込者に説明の上、オンラインによることについて検査申込者の同意を得ること。
- ・検査の受付に当たり、オンラインによる立ち会いを行う予定の日時を検査申込者と取り決めること。
- ・検査の受付又はキット等の送付に当たり、キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に説明すること。
- ・検査受検者の状態やキット等の使用等について十分な確認ができないと判断するなど、オンラインによる立ち会いが不適切であると判断した場合はこれを中止し、直接の立ち会いに切り替える用意をしておくこと。
- ・受検者のプライバシーが確保されるよう、外部から隔離される空間においてオンラインの立ち会いを行い、受検者に対しては清潔が保持等された場所で検体採取を行うことを求めること。

#### イ ドライブスルー方式による立ち会い

PCR検査等、抗原定性検査ともに検体採取の立ち会いにあたって、ドライブスルー方式によることが可能である。この場合においては、以下の事項を遵守すること。

- ・事業者の敷地内駐車場等において、立ち会いに十分なスペースを確保すること。
- ・駐車場等において必要に応じて誘導員を配置し、検体採取の実施場所まで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ、窓を開けるよう案内すること。
- ・検査受検者のプライバシーに十分留意すること。

#### ⑥ 週次の報告

週ごとに、事業を実施(検査を実施)した者の総数及びそのうちの陽性結果が判明した者の総数を記録し、その記録の内容を県に報告すること。

### 3 補助対象経費及び補助上限額

下記4の要件を満たす実施事業者として県が登録した者が実施する、上記の検査に要する経費について、下記の範囲により補助します。

なお、補助金の交付手続き等については、別途お知らせします。

#### (1) 検査実施場所の整備に係る費用

ア 補助率 10/10

イ 補助上限額 1か所当たり1,300,000円(税込)

ただし、令和3年度「福島県ワクチン・検査パッケージ活用等体制整備事業」において検査実施場所の整備に係る補助金を受給した（又は受給見込み）の事業者については、上記補助上限額から当該受給（予定）額を差し引いた金額を補助上限とする。

ウ 検体採取の実施場所として、以下の事項に適合する場所を確保すること。

- ・受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
- ・当該実施場所において同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受検者のプライバシーに配慮していること。
- ・十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること。

エ その他

- ・特に高額な設備等を整備する場合には、リースにより整備すること。
- ・リースを行う場合、「一般検査事業」により実施する無料検査の開始前に整備を行い、当該無料検査の対象期間外に継続してリースしておく場合等で当該無料検査の実施に備えて必要な整備と認められる場合は、この間の費用を補助対象経費とすることができるが、他の事業のために当該設備を使用する場合は補助対象経費とならない。
- ・用地の取得費や本事業の実施に関連しない費用は補助対象外である。

(2) 検査及び結果通知発行に係る費用

① PCR検査等

ア 補助率 10/10

イ 補助上限額

検査1回あたり a+b の合計額

a 検査費用原価（キットの代金、検査費用、送料等）

上限7,000円（税込）

b 各種経費

一律3,000円（税込）

② 抗原定性検査

ア 補助率 10/10

イ 補助上限額

検査1回当たり a+b の合計額

a 検査費用原価（キットの代金）

上限1,500円（税込）

b 各種経費

一律3,000円(税込)

※ 上記検査費用の補助上限額は、現段階での金額であり、今後引き下げられる可能性があります。変更となる場合は、改めて通知します。

#### 4 実施事業者応募要件

上記2に掲げる検査を実施する事業者（共同で事業を実施する場合の共同事業者を含む。）で、以下の条件をすべて満たす者。

- (1) 医療機関、薬局又は衛生検査所等
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている団体若しくは申立てがなされている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている団体若しくは申立てがなされている団体にあつては、当該手続の開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる団体であること。
- (4) 募集開始から事業開始の日までに福島県から指名停止を受けていない団体又は個人であること。
- (5) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
  - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
  - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
  - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい

- ると認められる者。
- (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体及び宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体でないこと。
- (7) 常に福島県又は福島県が指定する者と連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。
- なお、(5)に規定する事業者は、別紙暴力団等排除に関する誓約書(以下「誓約書」という。)の提出をもって、これに該当しないことを証するものとする。

## 5 実施事業者の登録

実施計画書等の内容により、本検査事業を実施する能力があると判断した事業者については、実施事業者として登録し、県webサイトに掲載します。

実施事業者の登録後に、実施計画書の内容に変更が生じる場合は、県に変更承認申請を行ってください。

## 6 応募方法

### (1) 募集期間

随時

(第1次募集は終了しましたが、検査実施事業者の少ない県南、南会津地域において本事業を実施する事業者について、引き続き募集します。)

### (2) 提出書類

#### ① 実施計画書（様式1）

※ 立ち会い・検査実施場所が複数箇所ある場合は別紙様式に記載してください。

#### ② 立ち会い・検査を実施する場所の図面（任意様式）

（複数ある場合は、実施場所ごとに作成）

#### ③ 誓約書（第3号様式）

#### ④ 申請事業者及び共同事業者が県外の事業者である場合は、実施事業者としての要件の充足を確認できる書類

### (3) 提出先

郵送又はEメールにより以下の宛先まで提出してください。

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部総括班

メールアドレス [corona-vtp@pref.fukushima.lg.jp](mailto:corona-vtp@pref.fukushima.lg.jp)

（件名 「無料検査事業応募」としてください。）

※ 応募に要する費用は応募者の負担となります。

(4) 留意事項

事業を開始できるのは補助金の交付決定後となりますので、実施計画書の確認に要する期間を考慮の上、事業開始日については、県に御相談ください。

7 質問の受付

・この募集要項に係る質問は、「質問票」に記載の上、Eメール又はFAXで送付してください（電話・口頭での質問は受け付けられません。）

質問票の送付先

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部総括班

FAX番号 024-521-8682

メールアドレス corona-vtp@pref.fukushima.lg.jp